

## 川崎市市民ミュージアム資料等収集懇談会開催運営等要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市市民ミュージアム資料等収集懇談会（以下「懇談会」という。）の運営に関し、必要な基本事項を定める。

### (目的)

第2条 市長は、川崎市市民ミュージアムにおいて資料及び作品（以下「資料等」という。）の適正かつ公正な収集等を図るため、次に掲げる事項について、懇談会の委員の意見を求める。

- (1) 収集を予定する資料等の資料収集方針との適合性に関すること。
- (2) 収集を予定する資料等の学問的価値に関すること。
- (3) 収集を予定する資料等の芸術性に関すること。
- (4) 収集を予定する資料等の真贋性に関すること。
- (5) その他必要な事項に関すること。

### (懇談会の開催)

第3条 懇談会は、次の各号の場合において開催する。

- (1) 価格が100万以上であると見込まれる資料等を購入する場合
- (2) 文化財指定が見込まれる資料等の寄贈受入や購入の場合
- (3) コレクションや一定程度まとまりのある資料等の寄贈受入で、懇談会の委員に意見を求めることが適当であると考えられる場合
- (4) その他市長が懇談会の委員に意見を求める必要があると認める場合

### (委員)

第4条 懇談会の委員は、専門的知識等を有する者2名以上をもって構成し、就任を依頼する。

2 委員の任期は、就任の日から前条に規定する懇談会の終了までの期間とする。

### (守秘義務)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

### (庶務)

第6条 懇談会の庶務は、市民文化局川崎市市民ミュージアムにおいて処理する。

### 附 則

この要綱は、令和4年10月27日から施行する。